

## 厚生常任委員会

### 市立病院の公設民営化について

◎質問 病院職員との話し合いの経過と内容は？

◇答え 経営改善に向けこれまで努力してきたが、医療環境の悪化に伴い自主再建が不可能となったこと、先の3月議会で条例改正案を提案したが病院職員に対する説明が不十分であるということで否決になつたこと等を説明し、最終的には病院職員も公設民営化は止むを得ないと理解を得られたと確信している。

◎質問 本年3月末で公務員の身分を失う職員の待遇は？

◇答え ①指定管理者への再雇用を斡旋する。②退職手当について、来年3月末まで勤務することを条件に、整理退職の規定を適用し、これに一定の加算額を上乗せして支払う。③給与について、市内の独立行政法人並の水準を確保するよう指定管理者に要請する。なお、①について、指定管理者への再雇用を希望したにもかかわらず再雇



◎質問 指定管理者の経営状況の悪化に伴う市の対応策は？

◇答え 指定管理者が経営状況の悪化などで、経営を継続することが困難な見通しとなった場合は、①最低でも2年以上の猶予をもつて市に申出を行う旨②損害が出た

用されない職員については、民間の医療機関への再就職の斡旋を行う。その結果どうしても民間の医療機関が受け入れていただけない場合に限り、その職員は行政事務職への職種変更を行う。

◎質問 公設民営化に伴い、病院施設の改装など市で初期投資を行う予定は？

◇答え 病院施設の改装など、その必要性や考え方について、指定管理者の候補者から具体的な提案がなされる。最終的に市で初期投資を行うかどうか、提案の内容と財政負担を考慮して判断する。

◎質問 公設民営化後、それに応する市の組織体制は？

◇答え 指定管理者との定期的な協議や病院事業会計は公設民営化後においても継続される。これらの業務を担当する新たな組織を市長部局に設置する予定である。

◎質問 指定管理者の選定に当つて審査会を設置するというが、メンバー構成は？

◇答え 条例改正案の可決後、正式に設置することとなるので、現

含め選定審査会で審査を行い、また、指定後、市と指定管理者とうなど経営状況の把握に努める。

◎要望 経営改善のためにも、再雇用される病院職員のためにも「公設民営化が単に経営を民間に委ねるのではなく、公立病院として経営を改善するために行われるものであること」、「自分たちが公務員で民間とは比較にならないほど守られているということ」を意識して新たな指定管理者の下で医療現場に従事していただくよう、きちんと病院職員に対して伝えていただきたい。そうしないと、公設民営化後も経営改善は難しく、結果として市立病院は廃院を余儀なくされ、病院職員も路頭に迷うことにもなりかねない。

◎要望 度重なる再建計画の策定にもかかわらず、自主再建が不可能までの経営悪化に陥った経緯と責任について、検証し総括を行う必要がある。

※これを受けて、本会議での採決に先立ち市長から総括がなされました。

が認める者3名の合計13名で組織する予定である。

## 総務常任委員会

一般職の職員の給与の特例に関する条例



◎質問 給与カットで3年間4億5千万円の削減効果であるが、その財源の使途は？

◇答え 市立病院の退職手当、不良債務解消のほか、今後の財政計画の中で必要な財源として使っていく。

◇答え 1年単位とする自治体が多いが、3年間のまとまった財源を確保した方が財政運営上、計画が立て易いので、今回3年間とした。長い期間の給与減額は、職員の勤労意欲が低下することのほか、大村市職員への採用にも影響が出る可能性もあるので、今回の削減効果額、第四次行政改革の修正により何とか財政再建を3年間でやり遂げるつもりでいる。

## 建設環境常任委員会

大村市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例

◎質問 条例の目的は？

◇答え 建築主と近隣住民との建築紛争の予防を図るために建築主等の講すべき措置を定めることにより、地域における良好な近隣関係の保持に資することを目的とする。建築物を規制する条例でなく、地元住民に対し、十分な説明を行い理解を得ることで、建築の紛争を予防する。



◇答え 中高層建築物等の建築の事前説明と周知の状況を記載した報告書を市長へ提出することを定めている。説明する内容等については、建築物の規模や用途、周辺環境に及ぼす影響などを規則で定める予定している。

## 経済文教常任委員会

ベンチャー企業に対する補助金について

◎質問 標的支援金交付を決定する際の判断基準は？



◎質問 文化財資料整理室賃借料について

◎質問 賃借料は妥当か？

◇答え 今まで借りていた倉庫を緊急に空けないといけない事情が発生した。公共施設等を中心を探したが見つからず、宅建協会に依頼し、何物件か検討した。価格についても、交渉の末、割引してもらい決定した。

◇答え 事業計画書等の書類審査や、会社を訪問しての実地調査等を行い、審査委員会の中で判断する。その際に県の方から企業に対する意見書も提出頂く。